

NPO 法人社員総会の開催方法について

2020 年 4 月 7 日
 特定非営利活動法人
 地域福祉サポートちた

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社員総会が開催しづらい状況ですが、総会開催の方法等について整理しましたので参考にしてください。

(2020 年 4 月 7 日現在)

対応方法	判定	判定根拠、実施方法	留意点
規模を縮小	○	通常の総会と同様 委任状、書面表決のしくみを活用し、できるだけ少ない人数で実施 開催案内は通常と同様に実施するが、できるだけ委任状、書面表決を利用してもらうような文言とする	最低、議長、議事録署名人 2 人の 3 人がいれば開催できる 出席したい人を拒むことはできない
WEB 開催	△	新規に設備投資等が必要 通常の総会と同様だが IT・ネットワーク技術を利用し、実際の会議と同等の環境を整備して実施する。	役員、社員も自由に発言できるマイク等の準備と、その発言を他の参加者にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境を整備する
書面開催	△	社員が多い場合、全員の同意を取るプロセスが負担。 決議事項について社員に提案し、書面、電磁的記録による社員全員の同意の意思表示を、社員総会の決議とみなす。(特定非営利活動促進法 第 14 条の 9) 議事録は書面開催用の様式を使用	社員全員が同意する必要がある 同意の意思表示のため、委任は不可 電磁的記録による意思表示の結果は、印刷して保存
開催延期	×	愛知県では、2020 年 4 月 7 日現在 事業報告書等の提出期限延期は認められていない	今後の環境変化で、延期が認められる可能性もある
開催中止	×	法律上、認められていない	

情報入手元：内閣府 NPO ホームページ、愛知県 NPO 交流プラザ

以上